

## 現場代理人と技術者の兼任について

- 兼務可
- △ 兼務不可(特例あり)
- × 兼務不可

|      |                   | 専任を要しない工事<br>(注1) |           |           | 専任を要する工事<br>(注2) |           |           |
|------|-------------------|-------------------|-----------|-----------|------------------|-----------|-----------|
|      |                   | 現場代理人             | 主任・監理技術者  | 営業所の専任技術者 | 現場代理人            | 主任・監理技術者  | 営業所の専任技術者 |
| 同一工事 | 現場代理人             |                   | ○         | ×         |                  | ○         | ×         |
|      | 主任・監理技術者          | ○                 |           | ○<br>(注3) | ○                |           | ×         |
|      | 営業所の専任技術者         | ×                 | ○<br>(注3) |           | ×                | ×         |           |
| 別途工事 | 専任を要しない工事<br>(注1) | 現場代理人             | △<br>(注4) | △<br>(注4) | ×                | ×         | ×         |
|      | 主任・監理技術者          | △<br>(注4)         | ○         | ○<br>(注3) | ×                | △<br>(注5) | ×         |
|      | 専任を要する工事(注2)      | 現場代理人             | ×         | ×         | ×                | ×         | ×         |
|      | 主任・監理技術者          | ×                 | △<br>(注5) | ×         | ×                | △<br>(注5) | ×         |

注1 監理技術者又は主任技術者の専任を要しない工事とは、請負金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満の工事

注2 監理技術者又は主任技術者の専任を要する工事とは、請負金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の工事

注3 営業所の専任技術者、経営業務の管理責任者が兼務できるのは、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にある場合です。

注4 現場代理人は市内通常工事は3件まで、市内災害復旧工事は5件まで兼務することが可能です。

注5 同一現場等、特別な場合（密接な関係にある工事、施工に当たり相互に調整を要する工事で工事現場間が10km以内）にのみ主任技術者等を兼務することが可能です。専任が必要な工事を含む場合は原則2件までとする。

※1 専任を要する同一請負契約で現場代理人と主任技術者等を兼任した場合には、特別な場合を除き他工事の現場代理人及び技術者等を兼務することはできません。

※2 密接な関係のある工事の例

○工事の対象となる工作物に一体性または連続性が認められる工事

- ・連続する河川における同種・類似工事
- ・県道に取り付く市道工事
- ・道路工事に伴う水道管支障移転工事

○施工に当たり相互に調整を要する工事

- ・工事間で土砂等を流用する工事
- ・工事用道路を共用する工事
- ・通行規制の調整を要する工事
- ・資材を一括調達し、相互に工程調整を要する工事

※3 専任で設置すべき期間は契約工期が基本だが、現場着手前の期間、一時中止期間、工事完成後の期間については、発注者と施工者の間で設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確になっていれば専任を要しません。（監理技術者制度運用マニュアル三(2)）

※4 専任の監理技術者については兼任を認めないが、①契約工期が重複し、②それぞれの工事の工作物等に一体性が認められるもので、③後追いの工事が随意契約によるものは兼任が可能です。

国土交通省中国地方整備局

「建設業法に基づく適正な施工体制についてQ&A【令和5年1月改定版】」

8、10～11ページ抜粋

### 専任で設置すべき期間とは

元請が監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は、契約工期が基本となります。

しかし、契約工期中であっても、次の期間については、発注者と建設業者の間で設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確になっていれば専任を要しません。 (監理技術者制度運用マニュアル 三(2))

#### ① 現場施工に着手するまでの期間

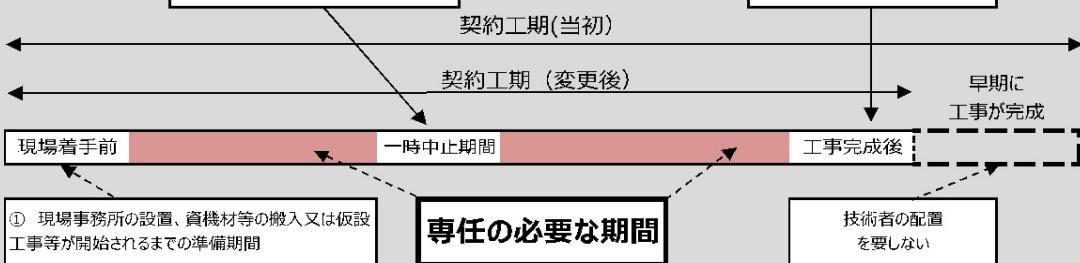
#### ② 工事を全面的に一時中止している期間（用地未確保、自然災害等）

#### ③ 工事完成後の期間

#### 【参考イメージ】

② 自然災害の発生等で工事を全面的に一時中止している場合

③ 工事完成検査後の事務手続き等のみが残っている場合



#### ④ 工場製作のみが行われている期間

#### 【参考イメージ】

○橋梁工事等に含まれる工場製作過程など

準備工事 ④ 同一工場での工場製作のみが行われる 架設工事

A工事

↔

B工事  
(他の同種工事)

↔

C工事  
(他の同種工事)

↔

現場毎に技術者  
a、b、cを専任で配置

技術者aが一の工事として  
一体管理することができる。

現場毎に技術者  
a、b、cを専任で配置

下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間とされています。

全体工期

下請工事施工期間

下請工事施工期間

下請工事における専任の必要な期間

#### (注意)

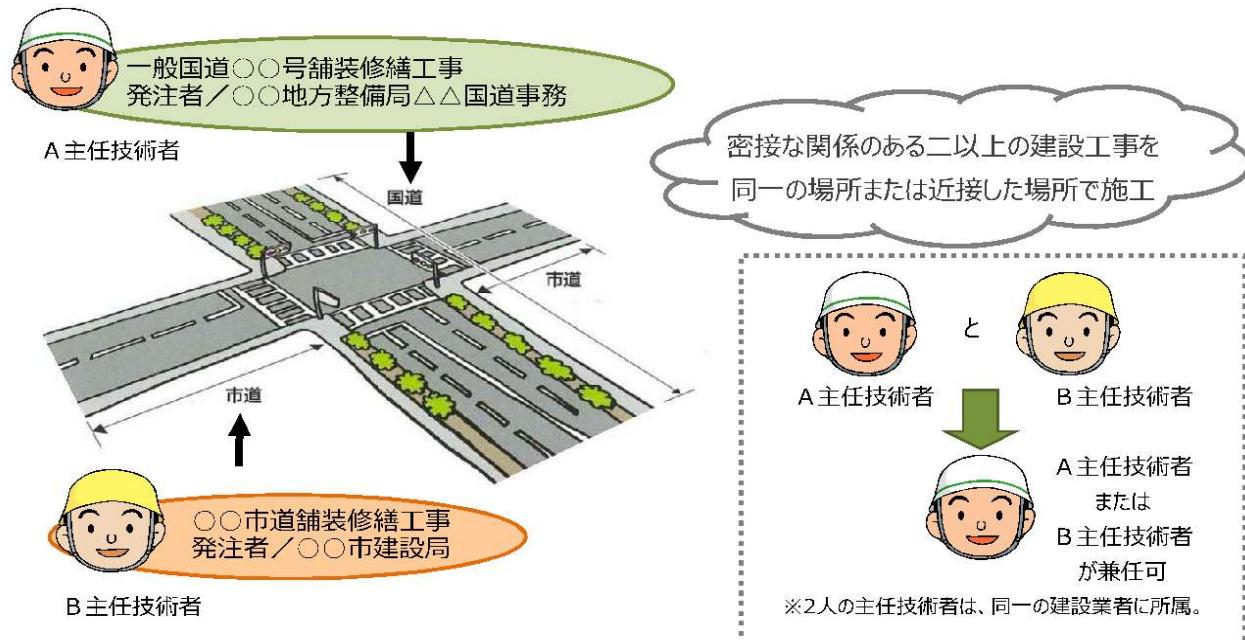
工事が3次下請業者まで下請されている場合で、3次下請業者が作業を行っている場合は、1次、2次下請業者は、自らが直接施工する工事がない場合であっても主任技術者は現場に専任していなければなりません！

## 二以上の工事を同一の専任の“主任”技術者が兼任できる場合

公共性のある施設もしくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。

(建設業法施行令第27条第2項・監理技術者制度運用マニュアル 三(2) )

※注 この規定は専任の監理技術者には適用されません。



## 二以上の工事を同一の専任の“主任・監理”技術者が兼任できる場合

専任の監理技術者については大規模な工事に係る統合的な監理を行う性格上、二以上の工事を兼任することは認められていません。

ただし、以下の①②の要件をともに満たす場合は全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を一の工事とみなして、当該技術者が当該複数工事を管理することができます。（発注者は同一又は別々のいずれでも可）

(監理技術者制度運用マニュアル 三(2) )

R5.1改正

①同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約  
に係る工事であること  
②それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であること

この場合、当該複数工事を一の工事とみなすため、これら複数工事に係る下請金額の合計を4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければなりません。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式の場合は8,000万円）以上となる場合、主任技術者、監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければなりません。

【参考：二以上の工事を同一の専任技術者が兼任する例】

| A工事（土木一式工事）  | B工事（土木一式工事）  |
|--------------|--------------|
| 請負代金 4,200万円 | 請負代金 4,000万円 |
| 下請代金 2,600万円 | 下請代金 2,000万円 |
| 専任の主任技術者     | 専任の主任技術者     |

【前提】  
・契約工期が重複している。  
・工事対象の工作物に一体性がある。

A工事とB工事を  
一つの工事として見  
なすことができる。

|   |
|---|
| A工事 + B工事（土木一式工事）<br>請負代金 8,200万円 (4,200+4,000)<br>下請代金 4,600万円 (2,600+2,000) |
| この例の場合、<br>専任の監理技術者の配置が必要<br>※特定の土木工事業の許可も必要                                  |

### ＜参考＞専任の主任技術者の取扱い

#### ●建設業法施行令第27条第2項の取扱いの明確化

#### 「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（平成25年2月5日 国土建第351号）」

**被災地の復旧・復興工事等において適用している専任の主任技術者の兼務について全国展開**

（建設業法施行令 第27条第2項）  
前項に規定する建設工事のうち<sup>①</sup>密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が<sup>②</sup>同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

➡ **当面の取扱**（平成24年2月20日付け課長通知より運用拡大）

（1）<sup>①</sup>工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であって、<sup>②</sup>工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において施工されるものについて、同一の専任の主任技術者がこれら の建設工事を管理することができる。

（2）一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

●専任の主任技術者による兼務が認められる例

工作物に一体性又は連続性が認められる工事の例

同一の専任の主任技術者

5km程度以内

工事の発生土を盛土材に流用しており、相互に土量配分計画の調整を要する

相互に調整を要する工事\*の例

同一の専任の主任技術者

5km程度以内

工事用道路を共用しており、相互に工程調整を要する

\* 本規定は、監理技術者は対象外

B地区 防災公園整備工事 (b 市役所発注)

B'地区 築堤工事 (b' 市役所発注)

\* 工程調整や安全確保のための調整を要する工事等

### 要件緩和

#### 「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）（平成26年2月3日 国土建第275号）」

#### H26.2より全国で適用

**要件の緩和** (\*東日本大震災の被災地ではH25.9より適用)

**A地区公営住宅建築工事**

同一の専任の主任技術者

10km程度以内

構造部材（木材）を一括で調達

**近接した場所**

工事現場の相互の間隔が**10km程度**の場合も適用

**密接な関係のある工事**

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の適用範囲の弾力化【=例示の追加（建築工事でも適用）】

（例）

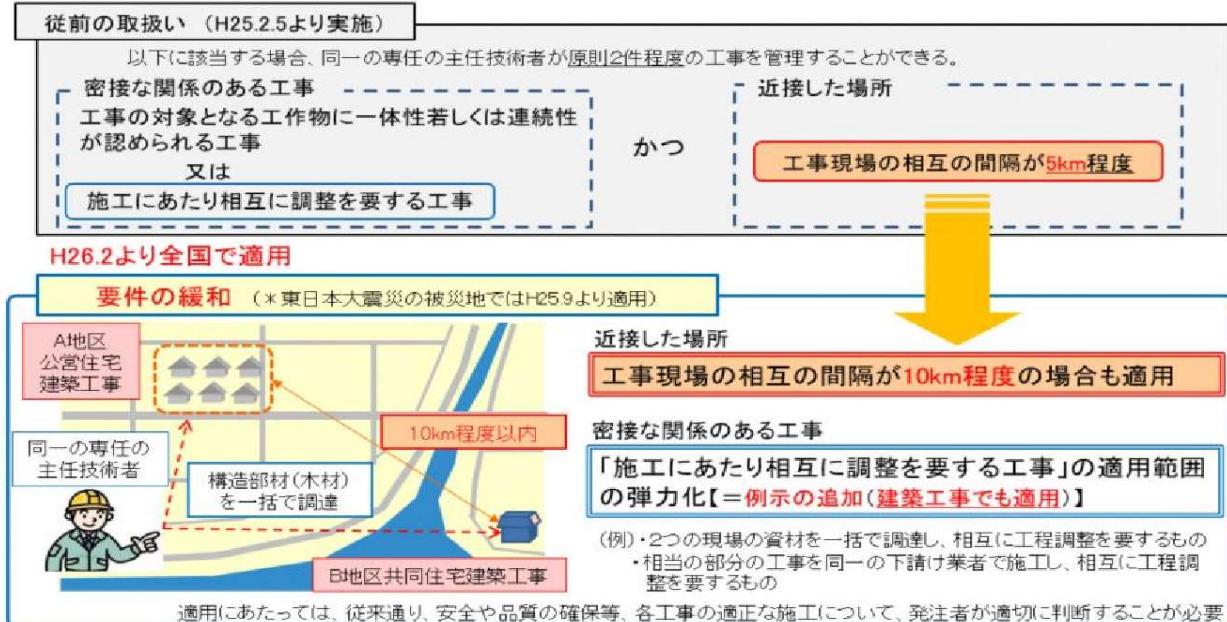
- ・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
- ・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

適用にあたっては、従来通り、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について発注者が適切に判断することが必要

## ＜参考＞専任の主任技術者の取扱い

### ●建設業法施行令第27条第2項の取扱いの明確化

#### 「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」



## 主任技術者の配置義務の見直し（第26条の3）

### 対象とする工事（第2項）

政令で定める特定専門工事は、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして、鉄筋工事及び型枠工事とする。

### 下請契約の請負代金の額（第2項）

政令で定める額未満→主任技術者の専任義務が4,000万円以上となっていることを踏まえ、4,000万円未満とする。（令30条第2項）

### 配置される主任技術者の要件（第7項）

上位下請（一次下請A社）の主任技術者は、下記の要件を満たす必要がある。

- 当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に關し一年以上指導監督的な実務の経験を有すること。
- 当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。

### 再下請の禁止（第9項）

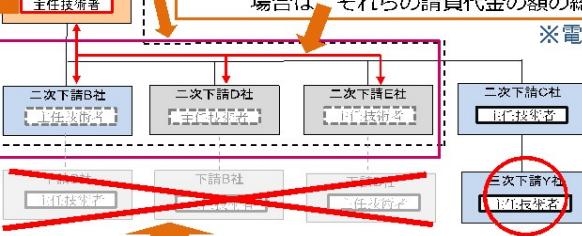
主任技術者を置かないこととした下請負人（二次下請B、D、E社）は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。⇒違反した場合、監督処分の対象となる

### 手続き（第1、3、4、5、6項）

工事を注文する者（一次下請A）と工事を請け負う者（二次下請B、D、E社）が以下の事項を記載した書面において合意をする必要がある。この際、一次下請Aは注文者の書面による承諾を得る必要がある。※

- 特定専門工事の内容
- 上位下請の置く主任技術者の氏名
- 当該特定専門工事に係る下請契約の請負代金の額
- その他に当該特定専門工事に係る下請契約がある場合は、それらの請負代金の額の総額

※電子可 P29参照



※主任技術者を置いている（制度を利用してない）下請は再下請可能